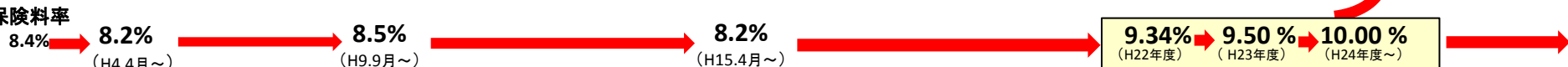
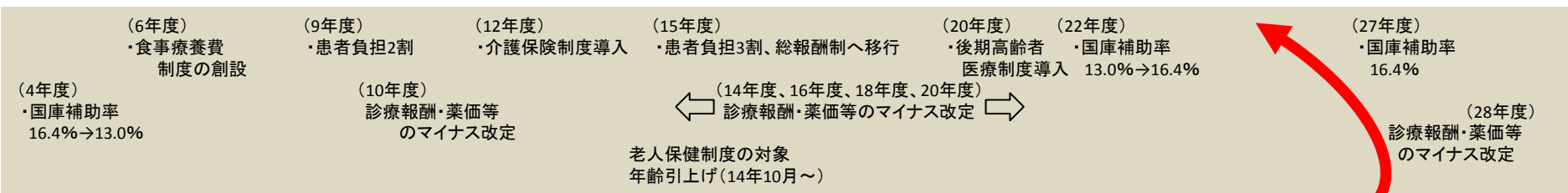
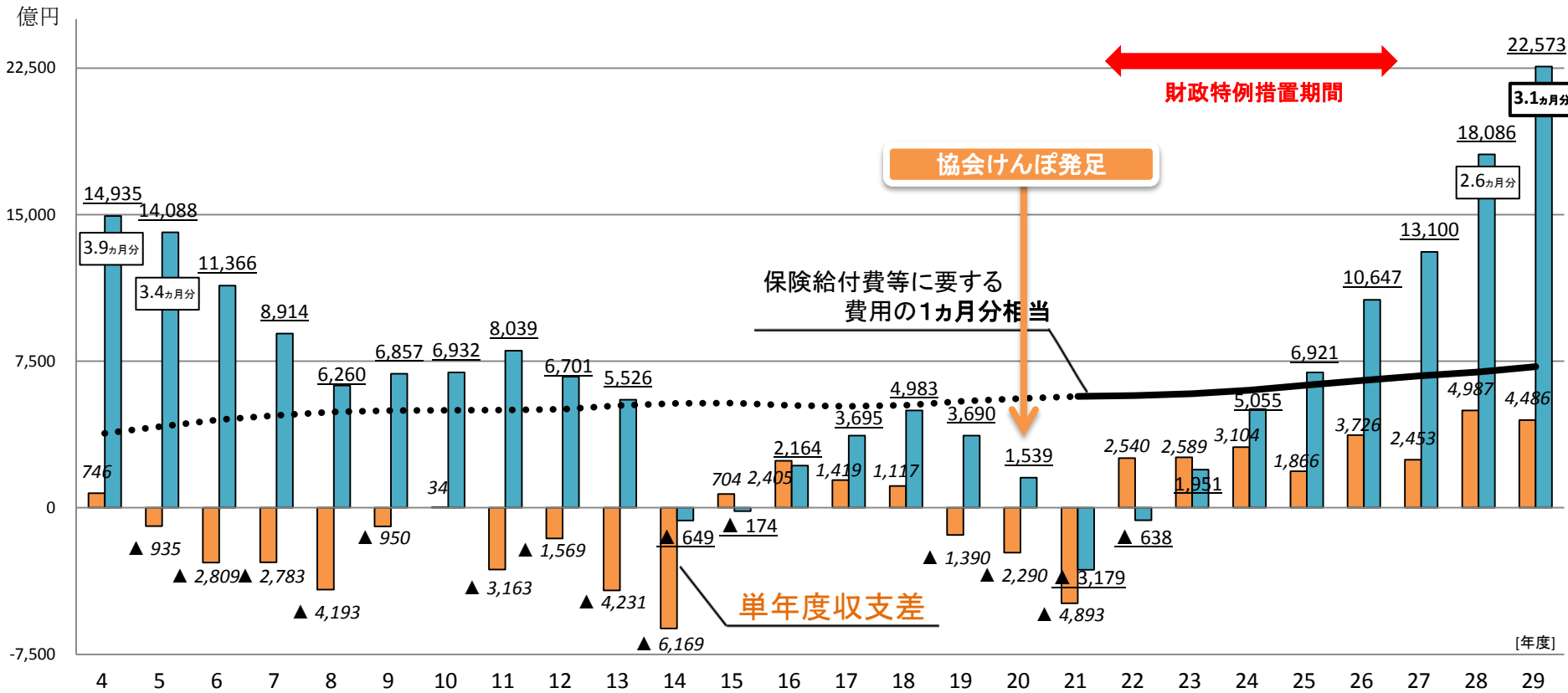


# 協会けんぽの財政と保険料率の仕組みについて

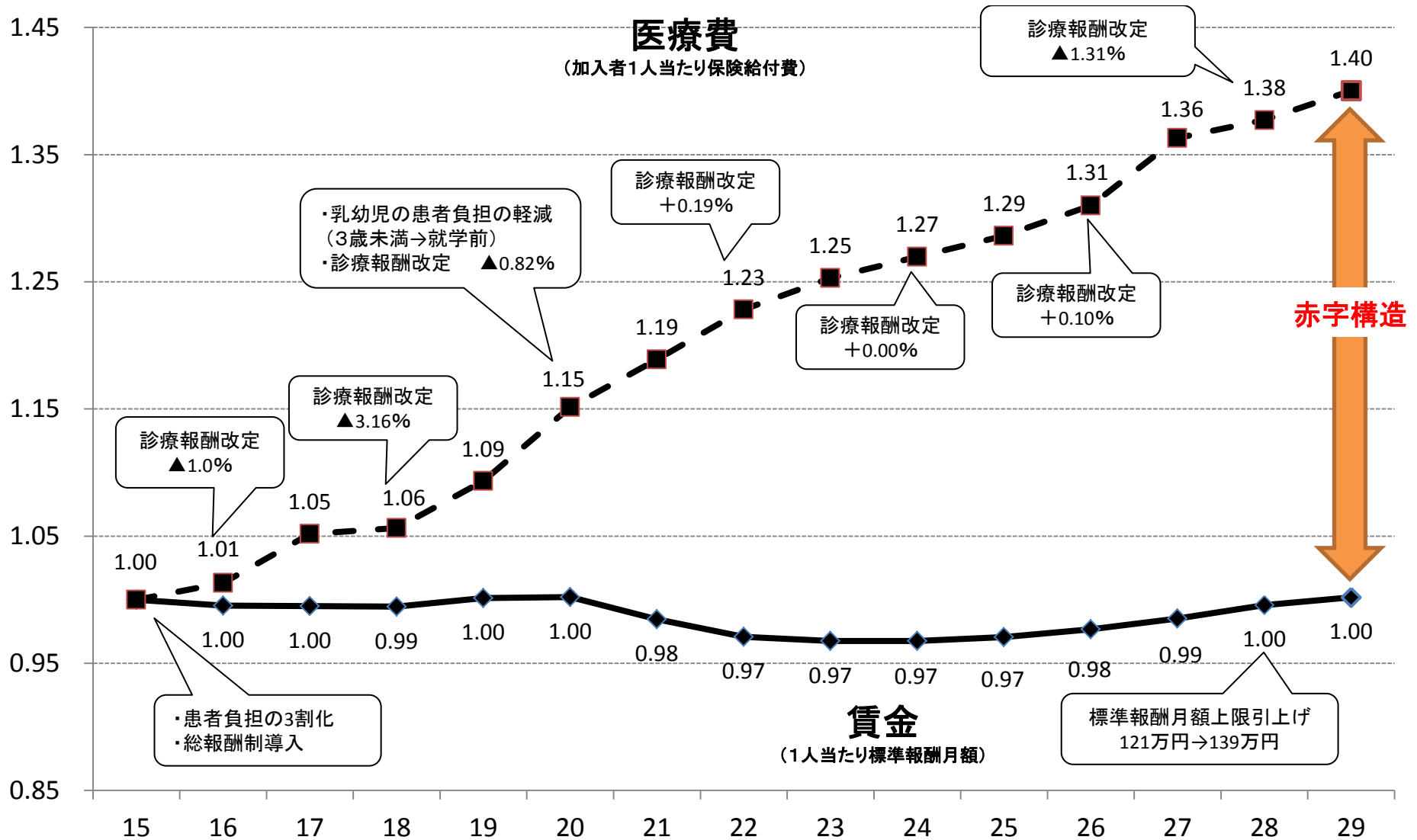
# (1) 準備金残高(単年度収支差の積上げ)と制度変更等の動き



(注) 1.平成8年度、9年度、11年度、13年度は国の一般会計より過去の国庫補助繰延分の返済があり、これを単年度収支に計上せず準備金残高に計上している。  
 2.平成21年度以前は国庫補助の清算金等があった場合には、これを単年度収支に計上せず準備金残高に計上している。

## (2) 協会けんぽの保険財政の傾向

●近年、医療費(1人当たり保険給付費)の伸びが賃金(1人当たり標準報酬)の伸びを上回り、協会けんぽの保険財政は赤字構造



### (3) 協会けんぽ設立と平均保険料率等の動き

年度	平均保険料率	長野支部料率	国庫補助率	備考
平成 4年 5月	8.40%		13.0%	
平成 9年 4月	↓			患者負担2割
平成 9年10月	8.50%			
平成15年 5月	8.20%			患者負担3割、総報酬制へ移行
平成20年 4月	↓			後期高齢者医療制度導入
<b>平成20年10月</b>	8.20%			<b>協会けんぽ発足</b>
平成21年10月	8.20%	8.15%		都道府県単位保険料率へ移行
平成22年 4月	9.34%	9.26%	16.4%	財政特例措置(3か年)で16.4%
平成23年 4月	9.50%	9.39%		
平成24年 4月	10.00%	9.85%		
平成25年 4月		9.85%		財政特例措置(2か年延長)で16.4%
平成26年 4月		9.85%		
平成27年 5月		9.91%	16.4%	法改正により国庫補助率16.4%
平成28年 4月		9.88%		
平成29年 4月		9.76%		
平成30年 4月		9.71%		
平成31年 4月		※9.68%		

※平均保険料率を10.00%に据え置き、激変緩和措置を平均的に解消した場合の荒い試算

## (4-1) 保険料率の仕組み

### 【旧政府管掌健康保険(政管健保)時代】

全国一律保険料率として、全国47都道府県同一の保険料率を適用

### 【協会けんぽへの移行】平成20年10月1日

協会発足後1年以内に都道府県単位保険料率を決定するものとし、それまでの間は政管健保の保険料率を適用

都道府県ごとに、年齢構成や所得水準の違いを調整した上で、**地域の医療費を反映した保険料率**を設定

都道府県単位保険料率への移行に伴い、保険料率が大幅に上昇する支部に対応するため、**激変緩和措置**が講じられた

### 激変緩和措置

制度設計年度	措置の終了期限
当初	平成25年9月末まで
平成22年度	平成30年3月末までに延長 →全国統一だった旧政管健保時の料率からの大幅な上昇を緩和するため。
平成25年度	平成32年3月末までに延長 →引き続き保険料率の大幅な上昇を緩和するため。
平成27年度	「平成36年3月末までの間において <b>政令で定める日</b> までの間」に変更 →医療に要する費用の適正化等に係る協会の各支部の取組の状況を勘案。 ※平成32年3月末と政令で定められた。

年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
緩和率	1/10	1.5/10	2/10	2.5/10	2.5/10	2.5/10	3/10	4.4/10	5.8/10	7.2/10	8.6/10	10/10

※31年度・32年度は未定

# (4-2) 保険料率の仕組み

## 都道府県単位保険料率

第1号料率		第2号・第3号料率及び収入等の率			激変緩和		精算等	
支部別医療給付費	+	第2号:現金給付、高齢者納付金等	第3号:事業経費等	+		+	前々年決算の地域差分精算	
		《全国共通料率》						



$$\text{支部医療給付費} \pm \text{年齢・所得調整} + \alpha$$

### 支部の総報酬額

都道府県単位保険料率を低下させるためには、

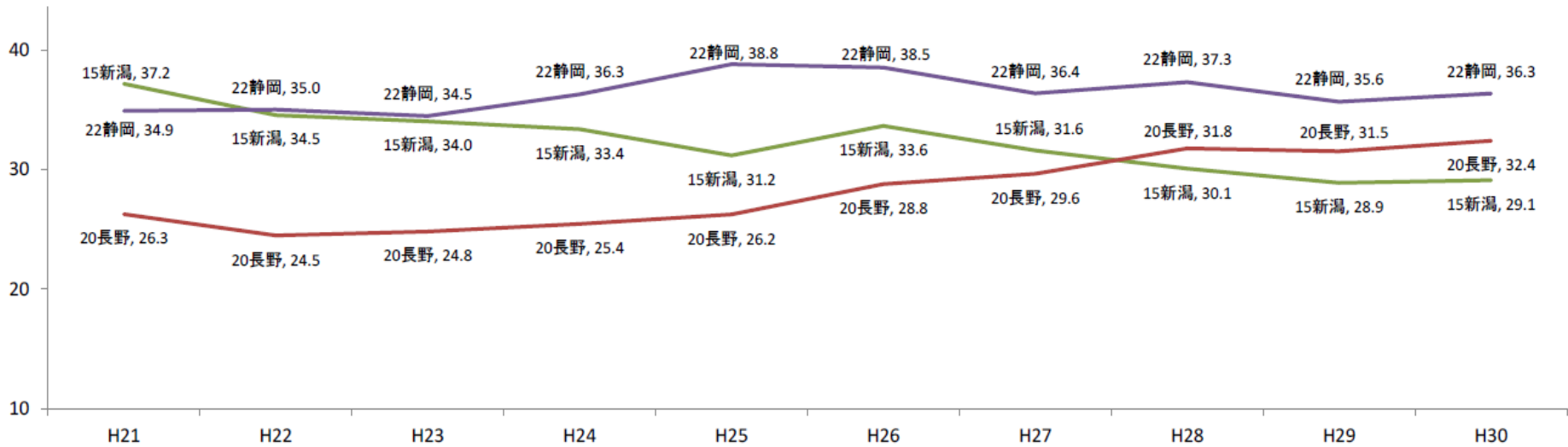
- ①「分子」の支部医療給付費を下げる→医療費の適正化⇒ ⇒ ⇒ **保険者として推進すべき事業**
- ②「分子」のマイナス年齢調整を増やす→全国比較で高齢化が進む⇒ ⇒ ⇒ 協会では手を出せない
- ③「分子」のマイナス所得調整を増やす→全国比較での所得水準が低下する⇒ ⇒ ⇒ 協会では手を出せない
- ④「分母」の総報酬額を上げる→加入者数が増える、標準報酬月額が上がる⇒ ⇒ ⇒ 協会では手を出せない

## 長野支部保険料率等の推移

	調整前 第1号 料率	年齢 調整	所得 調整	調整後 第1号 料率	第2号 料率	第3号 料率	収入等 率	激変緩和前 保険料率	最終料率 ※激変緩和・精算・ 特別計上等含む	
	料率	料率	料率	料率	料率	料率	料率	料率	料率	前年差
平成26年	5.00%	▲0.06%	▲0.16%	4.78%	4.58%	0.23%	▲0.03%	9.56%	9.85%	±0.00%
平成27年	4.96%	▲0.05%	▲0.17%	4.74%	4.31%	0.49%	▲0.01%	9.52%	9.91%	+0.06%
平成28年	4.95%	▲0.06%	▲0.15%	4.74%	4.15%	0.70%	▲0.02%	9.57%	9.88%	▲0.03%
平成29年	5.02%	▲0.06%	▲0.15%	4.80%	4.22%	0.56%	▲0.02%	9.56%	9.76%	▲0.12%
平成30年	5.00%	▲0.06%	▲0.18%	4.75%	4.07%	0.79%	▲0.02%	9.59%	9.71%	▲0.05%

## (5) 保険料率推移

### 医療給付費の偏差値推移(低位3支部)



### 平成30年度共通料率

	第2号料率	第3号料率	収入等	共通料率合計
	現金給付費、 前期高齢者納付金等	保健事業費等		
平成30年度	4.07%	0.79%	0.02%	4.88%
	現金給付費			
	納付金等			
平成29年度	4.22%	0.56%	0.02%	4.80%

## (6) 保険料率推移

年度	平均料率	長野	最高	最低	高低差
平成20年度	8.20%	8.20%	8.20%	—	0.00%
平成21年度	8.20%	<b>8.15%</b>	北海道 8.26%	<b>長野 8.15%</b>	0.11%
平成22年度	9.34%	<b>9.26%</b>	北海道 9.42%	<b>長野 9.26%</b>	0.16%
平成23年度	9.50%	<b>9.39%</b>	北・佐 9.60%	<b>長野 9.39%</b>	0.21%
平成24年度	10.00%	<b>9.85%</b>	佐賀 10.16%	<b>長野 9.85%</b>	0.31%
平成25年度	10.00%	<b>9.85%</b>	佐賀 10.16%	<b>長野 9.85%</b>	0.31%
平成26年度	10.00%	<b>9.85%</b>	佐賀 10.16%	<b>長野 9.85%</b>	0.31%
平成27年度	10.00%	9.91%	佐賀 10.21%	新潟 9.86%	0.35%
平成28年度	10.00%	9.88%	佐賀 10.33%	新潟 9.79%	0.54%
平成29年度	10.00%	9.76%	佐賀 10.47%	新潟 9.69%	0.78%
平成30年度	10.00%	9.71%	佐賀 10.61%	新潟 9.63%	0.98%
平成31年度(試算)	10.00%	9.68%	10.77%	9.62%	1.15%

※31年度は未定